

## 静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

## 改正のお知らせ

家内労働者の労働条件の改善を図ることを目的にして、静岡県車両電気配線装置製造業に係る最低工賃が下表のとおり改正されました。

改正された工賃は、静岡県内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は静岡労働局労働基準部賃金室（電話 0 5 4 - 2 5 4 - 6 3 1 5）までお問い合わせ下さい。

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	1 5 cm以下の電線について行うもの	1 本につき 30 銭 4 5 銭
		1 5 cmを超え 5 0 cm以下の電線について行うもの	1 本につき 46 銭 5 4 銭
		5 0 cmを超え 2 m以下の電線について行うもの	1 本につき 53 銭 6 2 銭
		2 mを超える電線について行うもの	1 本につき 65 銭 7 6 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	1 5 cm以下のチューブについて行うもの	1 本につき 27 銭 3 2 銭
		1 5 cmを超え 5 0 cm以下のチューブについて行うもの	1 本につき 57 銭 6 7 銭
		5 0 cmを超え 1 m以下のチューブについて行うもの	1 本につき 72 銭 7 6 銭
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		1 個につき 49 銭 5 7 銭

(注)「カプラー差し」は端子 1 本について、「チューブ通し」はチューブ 1 本についての金額をいう。

効力発生の日 令和 8 年 5 月 1 7 日